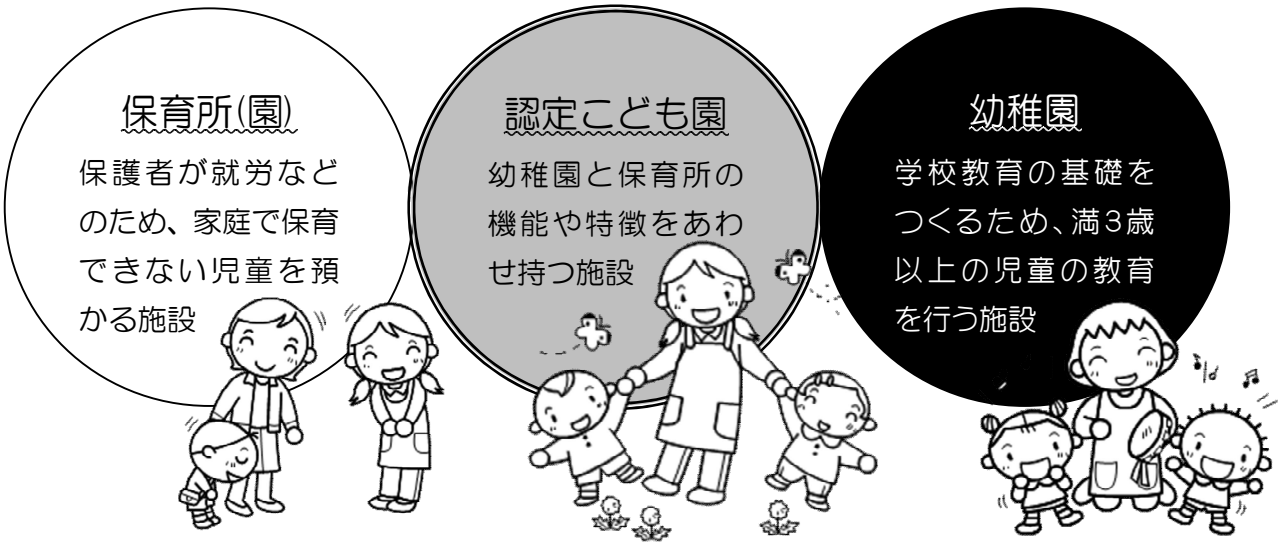
保育施設等入所のご案内

＜令和９年度入所用＞

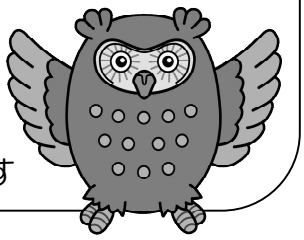


?認定区分は？利用できる施設は？



お子さんの年齢は、満３歳以上ですか？

- はい →「保育を必要とする事由」※3 ページ参照に該当し、保育を希望しますか？
 - いいえ → １号認定の申請が必要です → 幼稚園 / 認定こども園(幼稚園機能部分)
 - はい → ２号認定の申請が必要です → 保育所等 / 認定こども園(保育所機能部分)
- いいえ →「保育を必要とする事由」※3 ページ参照に該当しますか？
 - はい → ３号認定の申請が必要です → 保育所等 / 認定こども園(保育所機能部分)
 - いいえ → 認定の必要はありません → 一時預かり事業など



城里町では

保育料無償化（０歳児から）、給食費無償化

を実施しています

城 里 町 役 場　健 康 福 祉 課

〒311-4391　城里町石塚 1428-25　HP http://www.town.shirosato.lg.jp/

電話　029-288-3111（代表）　029-353-7265（直通）



はじめにお読みください



◆　申込みの前に確認しておくこと

施設によって保育（教育）の指導方針や預かり時間、環境などが異なりますので、事前に見学をしておくことをおすすめします。入所前でも、一時預かり事業や地域子育て支援拠点事業（親子交流会、育児相談）等が利用できますので、体験を兼ねて参加してみてください。

なお、見学や各種事業の実施状況や利用申込みにつきましては、各施設に直接お問い合わせください。

※詳しくは施設案内（８・９ページ）をご覧ください。

◆　児童の健康状態や心身の発達状況について

お子様にアレルギー、投薬、発作を伴う疾患がある場合や、心身障害等がある場合は、施設見学の際にご相談ください。事前申告なく、入所が決定した後で、受け入れが困難と判断された場合、再度入所調整を行うことになり、希望する月に入所できなくなることがありますので、ご注意ください。

◆　保育施設の広域利用について

居住地以外の市区町村にある認可保育施設に入所を希望する方に対して、市区町村間で受委託を行うことで、希望する保育施設への入所が可能となる制度です。

入所要件や受付期間が施設の所在地により異なりますので、早めにご相談ください。

◆　入所後にかかる費用について

保育料　…　城里町の住民は０歳児から無料です。

給食費　…　町内保育施設等へ入所する方は、給食費の支払いは不要です。
町外保育施設等へ入所する方は、施設の規定に基づき給食費をお支払いいただき、年度末に補助金（上限あり）を交付します。

※施設徴収金（教材費、絵本代、延長保育料等）は保護者負担となります。

◆　在宅育児手当の支給について

城里町独自の子育て支援事業として、１歳の誕生日を迎えた月から３歳到達の年度末までの期間において、認可保育施設等を利用せず、児童を在宅で育児している保護者に対し、月額２万円の「在宅育児手当」を支給しています。

認可保育施設に入所が決定した場合には、入所月の前月までが支給対象月となりますのでご注意ください。



１．支給認定について

幼稚園、保育所、認定こども園など保育施設の利用を希望する場合には、城里町の支給認定を受ける必要があります。支給認定には、「教育標準時間認定（**１号認定**）」「保育認定（**２号認定、３号認定**）」の３つの種類があります。お子さんの年齢や保護者の就労状況など（＝保育の必要性）によって認定の区分が決まります。

区分	年　齢	保育の必要性	１日あたりの利用できる時間上限	利用できる施設
１号認定	満３歳以上	なし	教育標準時間　４時間 【＋預かり保育(有料)】	幼稚園 認定こども園（幼稚園機能部分）
２号認定	満３歳以上	あり	保育短時間　　８時間 （パートタイム就労を想定） 保育標準時間 11 時間 （フルタイム就労を想定）	保育所 認定こども園（保育所機能部分）
３号認定	０歳～２歳			

※１号認定の教育標準時間を超えて預かりを希望する場合には、別途利用料がかかります。
※２号認定・３号認定の時間上限を超えて保育を希望する場合には、延長保育料金がかかります。

２．保育を必要とする事由について

２号認定・３号認定を申請し、保育所や認定こども園（保育所機能部分）を利用できるのは、保護者（父、母の両方）が、下記の事由によりお子さんを家庭で保育できない場合に限ります。

保育を必要とする事由			認定時間
１	**就労**	月 48 時間（１日実労働４時間かつ月 12 日）以上就労している （フルタイムのほか、パートタイム、夜間、居宅内労働も含む）	保育標準時間 または 保育短時間
２	**妊娠・出産**	出産前８週から出産後８週の期間内	
３	**疾病・障害**	保護者の疾病、負傷、障害	
４	**介護・看護**	保護者が同居または長期入院等している親族の介護、看護にあたっている	
５	**災害復旧**	災害を受け、家屋の復旧等にあたっている	保育標準時間
６	**求職活動**	求職活動（起業準備を含む）をしている （ただし、**60 日以内**）	保育短時間
７	**就学**	保護者が学校や職業訓練校等に通っている	保育標準時間 保育短時間
８	**虐待・ＤＶ**	虐待やＤＶのおそれがある	保育標準時間
９	**育児休業**	育児休業取得時に、すでに保育を利用している子どもがいて、継続利用を必要とする場合 （原則、育児休業にかかる子どもが１歳に達する日の属する月の末日まで）	保育短時間
10	**その他**	その他特別な事情で、町が認める場合	保育標準時間

３．申し込みに必要な書類

申込者全員が 提出する書類	**・教育・保育給付認定申請書** **・教育・保育給付認定申請書「別紙」** ※申し込みされる児童１人につき１部提出 ※「別紙」様式に個人番号（マイナンバー）の記入が必要となります。提出の際には、保護者の本人確認書類と世帯全員の個人番号が確認できるもの（個人番号カードまたは個人番号が記載された住民票の写し等）を持参してください。なお、園に直接提出するときは、写しを封筒に入れて提出してください。

保育（２号・３号）認定を希望する方は、以下の書類を添付してください。		
保育が必要な事由を証明する書類	就労（被雇用者）	**就労証明書**　　※勤務先で作成
	就労（自営・農業）	**就労状況申告書** ※事業で得た収入を個人の所得とする場合（確定申告や住民税申告で自営とする場合）に使用してください。 事業主であっても、会社や法人などから労働の対価として給与などを得ている場合は就労証明書を使用してください。
	妊娠・出産	**母子手帳**、または妊産婦マル福受給者証の写し
	疾病・障害	**疾病・介護申立書** **診断書**、または身体障害者手帳等の写し
	介護・看護	
	災害復旧	**罹災証明書**　※１世帯につき１部提出
	求職活動	**ハローワークカードの写し、または求職活動中であることがわかるもの**
	就学	**在学証明書**、または学生証の写し、**カリキュラム**
	育児休業	就労証明書、または就労状況申告書

該当する場合は提出	
児童扶養手当を受けていないひとり親家庭の方	マル福受給者証、遺族年金証書、 戸籍謄本、いずれかの写し
支給認定の必要ない幼稚園、特別支援学校幼稚部、情緒障害児短期治療施設通所部に入所、または児童発達支援及び医療型児童発達支援を利用している就学前児童がいる場合	入所または利用が証明できる書類
寄宿舎に入っている場合など、生計は同一で住所が異なる兄姉がいる場合	左記の子どもの住民票、生計同一を証明する書類

その他	※申請書に**個人番号の記載がない場合**に必要な書類です
１月１日現在、城里町に住民登録がなかった方 Ｒ８年→**４月から８月入所** Ｒ９年→**９月から３月入所**	・令和８年１月１日住所地の役所発行の 「**令和８年度市町村民税課税（非課税）証明書**」 ・令和９年１月１日住所地の役所発行の 「**令和９年度市町村民税課税（非課税）証明書**」 （住民税決定通知書の写しでも可）
児童扶養手当受給の方	児童扶養手当証書の写し
生活保護世帯の方	生活保護受給証明書
児童本人に障害がある場合、または在宅障害者（児）のいる世帯の方	身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳、特別児童扶養手当証書、障害基礎年金証書、いずれかの写し

４．申込方法

入所は毎月１日からとなります。４ページ記載の「申し込みに必要な書類」をご用意の上、期限までに申込み願います。

入所申込をしても申込者多数のため希望する保育施設に入所できない場合や、審査の結果入所基準に該当しないため入所が認められない場合がありますので、ご了承願います。

＜入所（施設利用）までの流れ＞

１号認定

① 施設へ直接入所申込みをします（願書提出等）
② 施設で面接等の手続を経て、施設から入園の内定を受けます
③ 施設へ支給認定申請書を提出します（施設を経由して町へ申請）
④ 町から支給認定（１号認定）が通知されます
⑤ 入所（利用開始）

２号認定・３号認定

① 町（健康福祉課へ直接、または園を通じて）へ認定申請書（兼入所申込）を提出します
② 利用調整を行います（保育の必要性が高い方が優先となります）
③ 入所先が決まったら、町から支給認定通知（２号認定・３号認定）、保育所入所承諾書が交付されます
④ 施設で面接等の手続きを経て、入所（利用開始）となります。

（１）令和９年４月入所申込み

令和８年 12 月１日（火）から 12 月 15 日（火）まで受付

〇申込先：**健康福祉課（平日 午前８時 30 分～正午、午後１時～午後５時）**
または、入所希望の施設（受付時間は、施設ごとに異なります）
※幼稚園利用の方は、必ず施設経由で申込みをしてください。

〇入所決定：２月上旬に通知予定

※二次募集は、令和９年２月９日（火）まで受け付けます。

（２）令和９年５月以降の入所申込み（年度途中入所）

入所希望する月の前月の 10 日まで（土日祝日の場合は翌開庁日まで）

〇申込先：**健康福祉課、または入所希望の施設へ提出**

〇入所決定：毎月 20 日頃に通知予定

（３）城里町外の他市町村の保育施設を希望する場合（広域入所）

施設所在地の市町村の締切日

※城里町を経由して施設がある市区町村へ申請となりますので、事前に健康福祉課にご連絡ください。

５．申請後、入所後に手続きが必要な場合について

次のような場合は、認定変更申請書・申請内容変更届の提出が必要です。
必ず、健康福祉課または利用中の施設に申し出てください。

〇入所申込みを取り下げる場合
〇施設を退所する場合（退所する１週間前までに退所届を提出してください。）
〇町外への転出の場合（転出時に退所届を提出してください。）
〇修正申告等で市町村民税額等が変わったとき
〇申請内容に変更が生じたとき

- 家庭内保育が可能になったとき（退職、病気全快、その他）
- 求職活動の結果、就労先が決まったとき
- 産前休暇に入るとき、育児休暇を取得するとき
- 勤務場所や就労時間が変わったとき
- 世帯員の変更（転居による世帯分離、離婚、婚姻等）

６．現況届の提出について

保育施設等を利用している方は、年１回の「現況届」の提出が必要とされています。この現況届は、施設を利用する児童・保護者の現在の状況の確認、２号・３号認定（保育認定）の方が保育を必要とする事由に引き続き該当していることの確認のために必要となります。あわせて翌年度の継続入所希望の確認も行います。

提出がない場合、引き続き施設の利用ができなくなることがあります。書類が届きましたら、必ず期間内に提出してください。

７．利用者負担金（保育料）の決定について

保育料は、保護者の市区町村民税課税状況と児童の年齢（利用年度の４月１日現在の満年齢)、保育必要量（保育標準時間または保育短時間）により階層区分を決定し、市町村が定める金額を保護者から徴収する仕組みになっています。

国の制度では、満３歳以上と２歳児クラスまでの住民税非課税世帯、多子世帯が無償化の対象となっていますが、城里町では、独自の施策により無償化の範囲を全年齢に拡大しています。

〇４月～８月分　令和８年度（令和７年分）市町村民税所得割額で算定
〇９月～３月分　令和９年度（令和８年分）市町村民税所得割額で算定

※　市町村民税所得割額は、原則、扶養義務者である父母により算定されます。ただし、次の条件に当てはまる場合、家計の主となっている人（生計中心者）が祖父母や親族等と判断し、父母のほか同居祖父母等の分も含みます。

１）父母において前年の市町村民税所得割額がない。
２）同一建物内に祖父母等と同居している。

※　階層区分算定の際は、住宅取得控除、配当控除、外国税額控除等の適用前の税額で算定します。

入所に関するよくある質問

Ｑ１　保育所機能が利用できるのは、どのような場合ですか？

Ａ１　保護者や同居の親族等が、仕事や病気など保育を必要とする事由で子どもを保育できない場合に申し込むことができます。教育のためや、集団生活を経験させるなどの理由の場合は、満３歳を過ぎてからは１号認定（幼稚園機能）でお申し込みください。

Q2　入所は先着順ですか？

A2　いいえ。先着順ではありません。保育を必要とする事由の高い児童から入所が決まります。

Q3　城里町に住んでいますが、職場への通勤の都合上、町外への保育所入所を考えています。申込み手続きはどうすればいいですか？

Ａ３　申込書の提出先は城里町（通常の手続きと同じ）になります。ただし、受付期間が町内の施設とは異なりますので、あらかじめ健康福祉課にご相談ください。

Ｑ４　就労証明書は、会社に書いてもらうものですか？

Ａ４　就労証明書の保護者記入欄以外、すべてを勤務先担当者に記入してもらってください。なお、作成に時間がかかる場合がありますので、お早めに準備をお願いします。

Ｑ５　証明書に有効期限はありますか？

Ａ５　証明日から３か月が有効期限になります。

Ｑ６　父（母）が単身赴任などで同一世帯にいませんが、証明書は必要ですか？

Ａ６　必要です。同一世帯にいない場合でも、婚姻関係などがあれば生計を共にしているとみなします。

Ｑ７　離婚を前提として別居していますが、その場合でも両親の証明書が必要ですか？

Ａ７　離婚が成立していなければ、両親の分が必要です。離婚協議中の証明書があれば、その証明書と申請者の保育を必要とする事由の証明書が必要です。

Ｑ８　保育所に入所できなかった場合、毎月申込みをする必要はありますか？

Ａ８　その年度中（４月から３月まで）は再度申込みをする必要はありません。希望園を変更する場合や、家庭状況、就労状況が変わった場合、また取下げをする場合は健康福祉課までご連絡ください。

施設案内



■保育所型認定こども園

ななかいこども園（公立）		設置者	城里町
所在地	城里町小勝 1400	電話番号	0296 - 88 - 2123
利用定員	１号認定 10 人 ２号・３号認定 30 人	ＨＰ	https://www.town.shirosato.lg.jp/page/dir004768.html
開園時間	平日 ７：00～18：30	教育標準時間	９：00～14：00 (18:00 まで預かり保育あり)
	土曜 ７：00～18：30	保育短時間	９：00～17：00
		保育標準時間	７：00～18：00
保育料以外の費用	・保険料（年 240 円程度） ・教材費（年 1,000 円～6,000 円程度） ・絵本代（月４30 円～480 円）　・遠足代（保護者実費） ・延長保育料（利用者）		
保育目標	・心身ともに健康な明るい子ども ・友達と元気に遊び、人にやさしく、思いやりのある子ども ・自分の力で考え、行動できる子ども ・感動し、感謝することのできる豊かな心を持った子ども ・約束を守り、がまんのできる子ども		
その他の事業	・延長保育　・一時預かり事業　・障害児保育 ・乳児等通園支援事業　・ヒップホップダンス教室 ・園庭開放、育児相談　・英会話教室　・病児保育（病後児保育）		

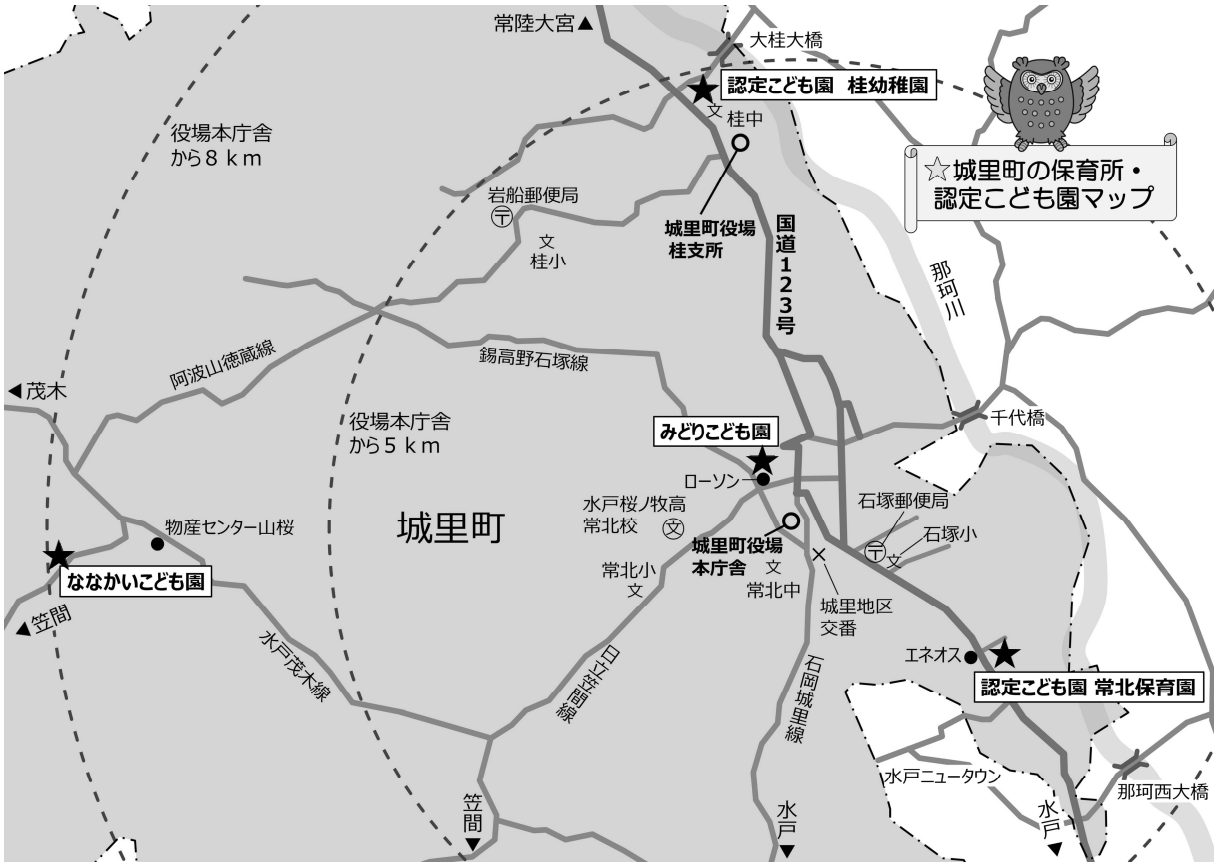
認定こども園 常北保育園（私立）		設置者	社会福祉法人　明聖会
所在地	城里町那珂西 1481-17	電話番号	029 - 288 - 3964
利用定員	１号認定 １０人 ２号・３号認定 １００人	ＨＰ	http://johhokuhoikuen.com/
開園時間	平日 ７：00～19：00	教育標準時間	８：30～13：30 (19:00 まで預かり保育あり)
	土曜 ７：00～19：00	保育短時間	８：30～16：30
		保育標準時間	７：00～18：00
保育料以外の費用	・保護者会費（月 200 円） ・教材費（年 1,625 円～6,275 円、他体操服代等実費） ・絵本代（月 400 円～900 円） ・遠足代（実費）　・一時預かり、延長保育料（利用者）　等		
教育・保育目標	・素直で思いやりのある子 ・挨拶がきちんとできる子 ・何事も最後まで頑張る子		
その他の事業	・延長保育　・一時預かり事業　・病児保育（体調不良児対応型） ・障害児保育　・子育て支援拠点「子育てひろば」 ・放課後児童クラブ「児童クラブチャイルド館」 ・各種教室（英語、体操、ヒップホップ他）　・和太鼓		

■幼保連携型認定こども園

みどりこども園（私立）		設置者	社会福祉法人　愛友会
所在地	城里町石塚 1233	電話番号	029 - 288 - 2022
利用定員	1号認定 15 人 2号・3号認定 90 人	HP	http://www.shirosatomidori.jp
開園時間	平日 7：00～19：00	教育標準時間	8：30～13：30 (19:00 まで預かり保育あり)
	土曜 7：00～18：00	保育短時間	8：30～16：30
		保育標準時間	7：00～18：00
保育料以外の費用	・保護者会費（月 450 円、保険代含） ・教材費（年 1,500 円～4,500 円、他制服代等実費） ・絵本代（月 410 円～450 円）　・遠足代（実費） ・一時預かり、延長保育料（利用者）　等		
教育・保育目標	・明るく元気な子　・良く考えて行動する子 ・感性豊かで思いやりのある子		
その他の事業	・延長保育　・一時預かり事業　・病児保育（体調不良児対応型） ・障害児保育　・子育て支援拠点「ぽかぽかサークル」 ・放課後児童クラブ「げんきっきクラブ」　・フットサル		

認定こども園 桂幼稚園（私立）		設置者	学校法人　高須学園
所在地	城里町阿波山 688-1	電話番号	029 - 289 - 2131
利用定員	1 号認定 25 人 2 号・3 号認定 70 人	HP	http://katsura-youchien.com/
開園時間	平日 7：00～19：00	教育標準時間	9：00～14：00 (19:00 まで預かり保育あり)
	土曜 7：00～19：00	保育短時間	8：30～16：30
		保育標準時間	7：00～18：00
保育料以外の費用	・保護者会費（月 500 円） ・教材費（実費）　・絵本代（実費） ・送迎バス代（1 号認定利用者、月 3,000 円） ・入園検定料（2,000 円）　・一時預かり、延長保育料（利用者）　等		
教育・保育目標	・健康で安全な生活のための基本的習慣や態度を育てる ・人への愛情や信頼感を育て自立と共同の態度や道徳性の芽生えを培う ・自然や身近な事象への興味や関心を育て、豊かな心情や観察力、思考力の芽生えを培う ・多様な体験を通して豊かな感性と想像力を培う ・国際交流時代の観点から外国語を使っての遊び等を通して、国際社会に慣れ親しみ、基礎的発音や言葉への興味を深める		
その他の事業	・延長保育　・一時預かり事業　・障害児保育 ・子育て支援拠点「天使のひろば」 ・放課後児童クラブ「ぐんぐんクラブ桂」 ・各種教室（英語、習字、体操、サッカー、ピアノ他、有料）		

【位置図】



メモ



問合せ　城里町役場　健康福祉課　☎ 029 - 353 - 7265